

事業名	とき	ところ	対象・内容など
BCG集団接種 ※最近の転入などで通知漏れや、当日来所できない人は連絡してください。	2月9日(火) ※受付時間は個別に通知します。	保健センター	対象: 平成27年7月生まれの乳児 持ち物: 母子健康手帳、BCG予防接種予診票、バスタオル
妊産婦・育児相談《予約制》 ※計測のみの方も、予約してください。	2月8日(月) 午前9時30分～11時10分	保健センター	対象: 妊婦、乳幼児とその保育者 内容: 妊婦相談・乳幼児に関する育児や栄養の相談、身体計測 持ち物: 母子健康手帳、バスタオル
献血 ～血液が不足しています。皆さんのご協力をお願いします～	2月5日(金) 午前9時30分～11時30分 午後0時30分～3時30分	マツモト大井店 (大井町)	対象: 体重が50kg以上で、男性は17～69歳まで、女性は18歳～69歳までの健康な人(65歳以上の献血については、60～64歳の間に献血経験がある人に限ります) ※400ml献血限定
	2月10日(水) 午前9時30分～11時30分 午後0時30分～3時30分	マツモト千代川店 (千代川町)	

各種無料相談

※特記した相談以外は事前の申し込みは不要です

相談の種類	とき	ところ	内 容	申し込み・問い合わせ先	
常設相談	午前9時～正午 午後1時～4時30分 (開庁日を除く毎日)	市役所1階 市民相談室	民事・家事・行政などの相談 相談員: 嘱託相談員、市職員 ※メールでの相談は受け付けできません。	市役所1階市民課 市民相談係 TEL 25-5005 FAX 25-5021	
法律相談 《先着9人・予約制・申し込み順前日までに予約を》	1/27(水)、2/3(水) 午後1時30分～4時40分 (1人20分)	市役所1階 市民相談室	あらゆる法律問題 相談員: 京都弁護士会所属弁護士 ※相談には当事者がお越しください。		
消費生活相談	午前9時～正午 午後1時～4時30分 (開庁日を除く毎日)	市役所1階 市民相談室	悪質な商法による被害の相談、苦情、クーリングオフの仕方など 相談員: 消費生活相談員 ※メールでの相談は受け付けできません。		
行政相談	1/28(木) 午後1時30分～4時	市役所1階 市民相談室	国や道府県、市区町村の仕事などについての要望、意見など 相談員: 行政相談委員		
司法書士による相談会 《予約優先》	2/5(金) 午後6時～9時	ガレリアかめおか 2階研修室	登記、多重債務、成年後見、法律相談など 相談員: 京都司法書士会所属司法書士	京都司法書士会事務局 TEL075-255-2566	
交通事故巡回相談	2/9(火) 午前9時～11時30分 午後1時～4時	南丹広域振興局 (亀岡総合庁舎) 1階相談室	交通事故の法律相談、賠償額の算定、自賠責保険などの利用、示談の仕方 相談員: 京都府交通事故相談所職員	南丹広域振興局 総合案内相談コーナー TEL 22-0108 FAX 24-4683	
社会福祉士による 成年後見制度無料相談	2/6(土) 午前10時～午後3時	亀岡市立老人福祉センター(亀岡地区自治会館) 1階	成年後見制度に関する総合的な相談(制度の内容・利用・申立て方法など) 相談員: (一社)京都社会福祉士会中部支部会員 ※事前予約も可能(電話での相談も可能)	亀岡地区社会福祉協議会事務局 TEL 22-5576 FAX 20-2525	
女性の相談室	一般相談	午前11時～午後4時 (開庁日を除く毎日)	市役所5階 人権啓発課	女性が抱えるさまざまな悩みについて ※電話相談は TEL・FAX 25-7171	市役所5階人権啓発課 TEL・FAX 25-7171 ※フェミニストカウンセリング、法律相談については、託児、手話通訳、要約筆記も併せて受け付けます。
	フェミニスト カウンセリング 《先着3人・予約制》	2/4(木) 午前10時30分～午後1時30分 (1人50分)	総合福祉センター3階 働く女性の家 相談室	仕事、夫婦、家庭、子育て、セクハラ、DV(夫または恋人からの暴力)など女性が抱えるさまざまな悩み 相談員: フェミニストカウンセラー(女性)	
	法律相談 《先着3人・予約制》	2/12(金) 午後1時30分～3時30分(1人30分)		女性が抱える身近な法律上の問題 相談員: 京都弁護士会所属弁護士(女性)	
精神保健福祉 家族教室	1/28(木) 午前10時～11時30分	南丹広域振興局 (亀岡総合庁舎) 別館	精神障害(統合失調症を中心とした)に関する勉強会、相談 相談員: 保健所相談員 ※初めて参加する人は事前に相談してください。	京都府南丹保健所 TEL0771-62-0361 FAX0771-63-0609	
人権相談 ※第2・4月曜日実施(祝日の場合は翌日)	1/25(月)2/8(月) 午後1時30分～4時30分	市役所1階 市民相談室	女性や子ども、高齢者、障害者に対する差別や、同和問題など、さまざまな人権にかかわる相談 相談員: 人権擁護委員 ※電話相談はTEL25-0638へ	市役所5階 人権啓発課 TEL 25-5018 FAX 22-6372	
国民年金相談	午前9時～正午 午後1時～4時 (開庁日を除く毎日)	市役所1階 保険医療課 国民年金係 (4番窓口)	国民年金に関する相談 相談員: 国民年金相談員、市職員 持ち物: 年金手帳、免許証など本人確認できるもの	市役所1階 保険医療課国民年金係 TEL 25-5020 FAX 25-5021	

食中毒を防ぐ3原則 菌を「つけない、増やさない、やっつける」